

2019

70th
Anniversary
1949-2019

群馬県信用保証協会レポート

—— ディスクロージャー誌 ——



GUNMA GUARANTEE
REPORT 2019



ごあいさつ



群馬県信用保証協会
会長 青木 勇

関係機関の皆さまにおかれましては、平素より当協会の業務に格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「群馬県信用保証協会レポート2019 ～ディスクロージャー誌～」を作成いたしました。本誌を通じて、多くの皆さまに当協会の事業実績、経営計画及び取り組み等についてご理解を深めていただき、信用保証制度の有効な活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

2018年度の県内の景気動向は、様々な経済指標からは緩やかな回復基調にあるものの、多くの中小企業・小規模事業者は後継者難や人手不足などの課題を抱え、依然として厳しい経営環境にありました。

このような中、県内公的金融の一翼を担う当協会といたしましては、県内中小企業・小規模事業者の経営の安定と発展に寄与すべく、金融機関をはじめ関係機関との緊密な連携のもと、新規保証に積極的に取り組むとともに、創業支援や経営支援等に取り組み、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応してまいりました。

2018年度の業務実績につきましては、信用保証制度の見直しを着実に実施したことに加え、当協会の独自制度である金融機関連携型短期継続保証「Gリピート保証」を創設したところ、活発にご利用いただいたことが大きく寄与し、保証承諾は前年度実績を上回りました。また、保証債務残高につきましては新規保証の取り扱いが大きく伸長したことから、概ね前年度水準を維持しました。一方、代位弁済は、経営難からの立て直しが思うように進まず、事業継続が困難となる中小企業・小規模事業者も依然として存在しているため、9年ぶりに前年度実績を上回りました。

2019年度は、当協会創立70周年の節目となります。私ども信用保証協会は、公的機関としての使命感を持ち、国、県、市町村、金融機関、経済団体や支援機関などの皆さまとの連携を一層強化して、保証業務を通じた金融の円滑化に努めるとともに、経営状況の厳しい事業者に対しては、金融支援と経営支援の一体的な取り組み等を積極的に推進し、中小企業・小規模事業者の振興と地域経済の発展に向けて、役職員一同全力で取り組んでまいります。

関係機関の皆さまにおかれましては、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県信用保証協会レポート2019

CONTENTS

■ 群馬県信用保証協会のプロフィール	2
■ 事業計画	4
■ コンプライアンスへの取り組み	8
■ 個人情報保護宣言	10
■ 2018年度の主な取り組み	12
■ 信用補完制度	18
■ 信用保証の概要	20
■ 主な保証制度	24
■ 「三つの支援」と「事業承継支援」の取り組み	26
■ 業務の流れ	28
■ 役員・組織体制	30
■ 2018年度の事業実績	34

群馬県信用保証協会はおかげさまで創立70周年を迎えます

令和元年10月15日、おかげさまで群馬県信用保証協会は創立70周年を迎えます。これもひとえに、中小企業・小規模事業者の皆さまや関係機関の皆さまのご理解とご支援の賜物です。心より感謝申し上げます。



創立70周年ロゴマーク

<コンセプト>

70のゼロの部分は、手と手を取り合う人をイメージしています。人と人とのつながり、中小企業と関係機関の連携などを表し、手と手を取り合い協働・協力して発展していくさまを表現しています。

また、両サイドのオレンジは「暖かさ・親しみやすさ」といった色の持つイメージから、当協会が中小企業の良きパートナーとして暖かく支援していくという決意を表したものです。

群馬県信用保証協会のプロフィール

信用保証協会は「信用保証協会法」に基づいて設立された法人で、全国に51協会あります。

当協会は、群馬県内の中小企業・小規模事業者が、金融機関等から事業資金の借入を行う際に、その借入債務を保証することによって円滑な事業資金の調達を支援するとともに、金融機関及び関係機関と緊密な連携を図り、創業・経営・再生・事業承継支援に積極的に取組むことで中小企業の経営の安定と発展に貢献してまいります。

○3つの基本理念と行動指針

～3つの基本理念～

1. 群馬県の明日を担う中小企業者のよきパートナーとして、「顔の見える、信頼される保証協会」を目指します。
2. 金融機関及び関係機関との連携を深め、中小企業者の経営の安定と発展を支援します。
3. 中小企業者の立場に立った「信用保証」を通じて、地域経済の発展に貢献します。

～行動指針～

1. 健全な業務運営

- (1) 信用保証協会の公共性を常に念頭におき、高い倫理観を持って、業務に取り組みます。
- (2) 公正かつ誠実な事業を行うため、コンプライアンスを推進します。
- (3) 健全な経営基盤を確立するため、業務の効率化に不断の努力を続けます。

2. 質の高い保証サービス

- (1) 多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、質の高い信用保証業務を推進するとともに、相談・診断・情報提供などの金融相談窓口の充実に努めます。
- (2) 金融機関及び関係機関との連携を推進し、創業支援、経営支援、再生支援の「三つの支援」に努めます。
- (3) 中小企業のニーズに応えられるよう、企業活動の現場から生きた知識を吸収することを通じて人材の育成と資質の向上に努めます。

3. 地域経済への貢献

- (1) 地域に密着した事業活動を展開し、地域経済の安定化、活性化に貢献します。
- (2) 創業支援に注力し、開業率向上により地域経済の活性化を図ります。
- (3) 経営支援、再生支援に積極的に取り組み、地域経済の再生を図ります。

○沿革

昭和24年 9月	●	設立許可
昭和24年10月	●	財団法人群馬県信用保証協会設立
昭和29年 6月	●	特殊法人群馬県信用保証協会に組織変更
昭和44年 5月	●	県内12カ所に連絡所を開設
昭和46年 2月	●	群馬県産業会館へ事務所を移転
昭和59年 6月	●	西毛支所及び東毛支所を開設
平成 2年 7月	●	太田支所を開設、西毛支所を高崎支所、東毛支所を桐生支所に名称変更
平成10年 1月	●	本所を群馬県中小企業会館に移転
平成10年 4月	●	「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に名称変更
平成16年10月	●	高崎支店移転
平成20年10月	●	太田支店移転
平成21年 4月	●	桐生支店移転

○プロフィール [2019年3月31日現在]

基本財産 389億円

利用企業数 19,438企業

役職員数 147名

事業所数

本店(前橋市)、高崎支店、桐生支店、太田支店
連絡所12カ所(商工会議所10カ所及び
安中市・中之条町の商工会内)



本店外観
(群馬県中小企業会館4・5・6階)

事業計画

○年度経営計画（平成31年度）

業務環境

1. 群馬県の景気動向

群馬県内の景気の動向は、様々な経済指標からは緩やかな回復基調が続いています。企業の倒産件数は低水準で推移しており、有効求人倍率についても高水準で堅調に推移するなど、雇用環境も改善しています。多くの大企業は好調を維持していますが、一方で、県内の多くの中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）は、依然として厳しい経営環境が続いています。先行きについては、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調が続くと期待されますが、米中貿易摩擦等の通商問題の動向や、中国経済の先行き等の海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等が県内経済へ与える影響が懸念されます。

2. 中小企業及び当協会を取り巻く環境

県内の中小企業においては、原材料仕入れコストの上昇や、深刻な人手不足、労働生産性向上の遅れ等の経営課題を抱えています。また、経営者の高齢化が進む中で、後継者不足の状況から休業や廃業により中小企業者数が減少しており、事業承継の対応についても喫緊の課題となっています。多くの中小企業は思うように収益力を改善することができず、依然として厳しい経営環境を余儀なくされています。

当協会においては、減少基調にあった保証債務残高が、中小企業にとって利便性の高い保証制度を創設した効果等により、回復しつつあります。一方で、代位弁済は減少基調から増加に転じており、返済条件を緩和した保証債務残高は減少が続いているものの依然高水準にあることから、景気動向等によっては高い水準で推移する懸念もあります。

こうした中、当協会は中小企業のニーズに応じた金融支援により金融円滑化に努めるとともに、中小企業に寄り添い、金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携して、創業、経営、再生の三つの支援（以下「三つの支援」という。）、更に事業承継支援等に積極的に取り組むことで、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献していくことが求められています。

業務運営方針

当協会は、創立70周年を迎えるにあたり、信用保証協会事業の原点に立ち返り、「群馬県信用保証協会の3つの基本理念と行動指針」に基づき、公的な保証機関として、中小企業の資金調達をはじめとする金融の円滑化と、「三つの支援」及び事業承継支援等に積極的に取り組み、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することで、「顔の見える、信頼される保証協会」の実現を目指します。また、当協会の健全な経営を維持し、保険収支の改善に努めて信用補完制度の持続可能性に寄与するため、平成31年度における業務運営方針を以下のとおりとします。

- ①中小企業のライフステージごとの多様なニーズに一層きめ細かく対応するため、金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携し、中小企業に寄り添いながら、様々な保証制度を提案し金融支援を行うことで、金融の円滑化に努めます。また、金融機関と連携・協力しつつ、経営者保証ガイドラインの適切な運用に努めます。
- ②中小企業の安定的な資金調達を支援して成長・発展を促すため、中小企業に対する金融機関の支援方

- 針を踏まえて、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせることで、金融機関との対話を重ね連携を強化します。
- ③公的な保証機関として、地方創生に一層の貢献を果たすため、金融機関をはじめとする関係機関との連携・協力を進めます。
- ④「三つの支援」について、金融機関をはじめとする関係機関と連携し、金融支援と経営支援の一体的な取り組みを通して質の高いサービスを提供することで、中小企業の経営改善・生産性向上等を一層進めていきます。
- ⑤円滑な事業承継を支援するため、金融機関をはじめとする関係機関と連携し、専門家派遣等による事業承継計画策定に向けた相談や計画策定支援、助言等を行うとともに、事業承継後の経営の安定や事業拡大をサポートします。
- ⑥求償権の回収を取り巻く環境が大きく変化しているため、効率性を意識した管理・回収に努めます。また、事業継続中の中小企業については、再生支援を検討するための業況把握に注力します。
- ⑦信用保証協会を取り巻く環境の変化や多様化するニーズ等を的確に把握し適切に対応していくため、人材の育成と組織力の強化を図ります。また、職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ⑧役職員のコンプライアンス意識の更なる向上・徹底と、コンプライアンス態勢の強化に努めるとともに、検査体制の充実を図ります。また、反社会的勢力排除及び不正利用防止に向けた取り組みを継続します。
- ⑨信用保証制度や、「三つの支援」及び事業承継支援を含めた当協会の取り組み等について、中小企業や金融機関をはじめとする関係機関等に様々な広報媒体を活用して周知する等、積極的に広報します。
- ⑩情報システムの安定的かつ効率的な運用を図るとともに、事業継続計画（BCP）の点検・見直しに努めます。

重点課題

【保証部門】

1. 中小企業の金融円滑化に資する保証制度の推進

- ①中小企業のライフステージに応じた保証制度を提案・推進することで、中小企業の成長・発展を図ります。また、金融機関訪問を積極的に行い、信頼関係を構築します。
- ②中小企業の経営実態や資金ニーズに応じて、国や地方公共団体の中小企業政策に則った政策保証や当協会独自制度等、中小企業にとって利便性の高い保証制度を推進し、資金繰りの円滑化を図ります。
- ③金融機関と連携・協力し、経営者保証ガイドラインの適切な運用に努めます。
- ④経営支援が必要な中小企業には、金融支援と経営支援が一体となった保証制度を積極的に活用します。

2. 創業支援の取り組みの推進

- ①創業応援チーム（女性創業応援チーム「シルキー クレイン」を含む。）により、創業者に寄り添ったきめ細かな支援を行います。
- ②当協会独自の創業セミナー開催や、金融機関をはじめとする関係機関が開催する創業セミナー等に講師を派遣する等、創業機運の醸成を図ります。
- ③金融機関と連携したモニタリングの実施や、保証協会経営支援強化促進補助金による専門家派遣の提案等、創業後の伴走支援の強化を図ります。

3. 地方創生や中小企業の成長・発展に向けた連携強化

- ①金融機関との勉強会、研修等について、引き続き積極的に開催し、関係強化を図ります。

- ②地方創生に係る中小企業の振興を目的とした相互協力の覚書を締結した金融機関とは、情報交換会の実施を通じて各金融機関の独自性を活かした具体策をともに協議・検討し、実効性を高めます。
- ③中小企業の安定的な資金調達を支援し、成長・発展を促すため、金融機関と対話を行います。中小企業に対する金融機関の支援方針を踏まえて、柔軟に保証付き融資とプロパー融資を組み合わせること、金融機関と連携した取り組みを進めます。
- ④群馬県中小企業支援ネットワーク会議の事務局として、県内中小企業の経営安定・発展を図り、地域経済の活力ある発展に貢献するための連携強化に取り組みます。
- ⑤群馬県中小企業サポーターズ協議会や、はばたけ群馬！産業支援本部、群馬県創業支援連携会議等の一員として、積極的に関係機関と連携して活動します。
- ⑥金融機関をはじめとする関係機関が開催するイベントに対して積極的に後援等を行い、地方創生・地域経済の発展に貢献します。

4. 反社会的勢力排除及び不正利用防止

公的機関としての使命感を持ち、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国暴追センター」という。）、群馬県暴力追放運動推進センター（以下、「群馬県暴追センター」という。）との連携等により、反社会的勢力の排除と不正利用の防止に努めます。

【期中管理・経営支援部門】

1. 中小企業への経営支援・財務支援の取り組みの推進

- ①金融機関をはじめとする関係機関との連携を強化して、中小企業の立場に立った支援メニューを提供します。経営支援が必要な中小企業には、金融支援と経営支援が一体となった保証制度を積極的に提案して、中小企業の資金繰りと経営改善を総合的にサポートします。外部専門家の活用、群馬県経営サポート会議の開催等により、経営支援に取り組みます。
- ②返済を緩和している中小企業や取扱金融機関等に対して、返済正常化に向けた働きかけを、従来にも増して積極的に行います。
- ③群馬県中小企業再生支援協議会、株式会社整理回収機構、株式会社地域経済活性化支援機構等と連携し、再生支援に取り組みます。
- ④円滑な事業承継を促すため、群馬県事業引継ぎ支援センター等の関係機関と連携を図るとともに、外部専門家の活用等により、事業承継計画策定支援や助言を行います。
- ⑤金融・経営窓口相談コーナーや、出前金融・経営相談といった相談業務にも引き続き注力します。
- ⑥保証利用先の業況把握のため、現地調査を積極的に実施します。

2. 事故の減少に向けた取り組みの推進及び回収部門との連携強化

- ①事故受付をした中小企業については、早期に実態把握を行い、金融機関と連携して条件変更や借換保証等の弾力的な取り組みを進め、事故状態からの正常化を推進します。また、経営・再生支援が必要な中小企業には、適切な支援策を検討します。
- ②返済の履行が難しい中小企業に対しては、早期に金融機関に働きかけ、条件変更や借換保証等により、事故状態に至る前に支援を行います。

【その他間接部門】

1. 人材の育成及び組織力の強化並びに働きやすい職場環境の向上

- ①創立70周年を迎え、役職員が信用保証協会事業の原点に立ち返り、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するために、人材の育成と組織力の強化に取り組みます。

- ②元号が改められることを踏まえ、情報システムの改修、顧客への周知、事務態勢の構築等について着実に準備します。
- ③災害等の危機時の対応について、十分な体制整備を検討します。
- ④信用保証協会職員として必要となる知識等を習得できるよう、各種研修への参加、外部講師による講演会の開催、外部機関への派遣研修を実施し、人材育成に努めます。
- ⑤衛生委員会の活動等を通してメンタルヘルスケア等に取り組むとともに、「働き方改革」への対応等により職員が働きやすい職場環境づくりに努めます。

2. コンプライアンス態勢の更なる強化及び検査体制の充実

- ①コンプライアンス・プログラムに基づく活動を通して、コンプライアンス態勢の強化及び役職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- ②改正個人情報保護法を踏まえた個人情報の保護・管理の徹底及びハラスメントのない健全な職場づくりを実践します。
- ③全国暴追センターからの反社会的勢力に関する情報の活用、群馬県暴追センターとの連携等を図りながら、反社会的勢力排除に向けた態勢を強化します。
- ④内部検査等の検査項目を継続的に見直し、検査体制の充実を図ります。

3. 効果的な広報

- ①創業トータルサポート体制（相談、ガイドブック、金融、広報・セミナー）や、当協会の「三つの支援」及び事業承継支援等への取り組み、新たな保証制度の情報等について、積極的に広報します。また、当協会が提供する創業応援ラジオ番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」を、31年度も継続します。
- ②当協会の業務や政策保証等について、中小企業や金融機関をはじめとする関係機関に周知するため、「保証月報」等の広報誌やホームページ掲載内容等を充実させるとともに、マスメディアの活用等により、タイムリーかつきめ細かな情報発信に努め、利用者の利便性向上につなげます。

4. 情報システムの安定的な運用等

- ①基幹システムの運用委託先と緊密に連携して、安定的かつ効率的なシステム運用に努めます。
- ②事業継続計画（BCP）対策として、基幹システムのバックアップ体制を構築します。
- ③研修会への参加や外部講師による研修の実施により、情報システム担当者の育成を継続的に進めます。

保証承諾等の見通し

平成31年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	1,611億円	118.6%
保証債務残高	3,386億円	101.6%
代 位 弁 済	86億円	113.2%
回 収	17億円	106.3%

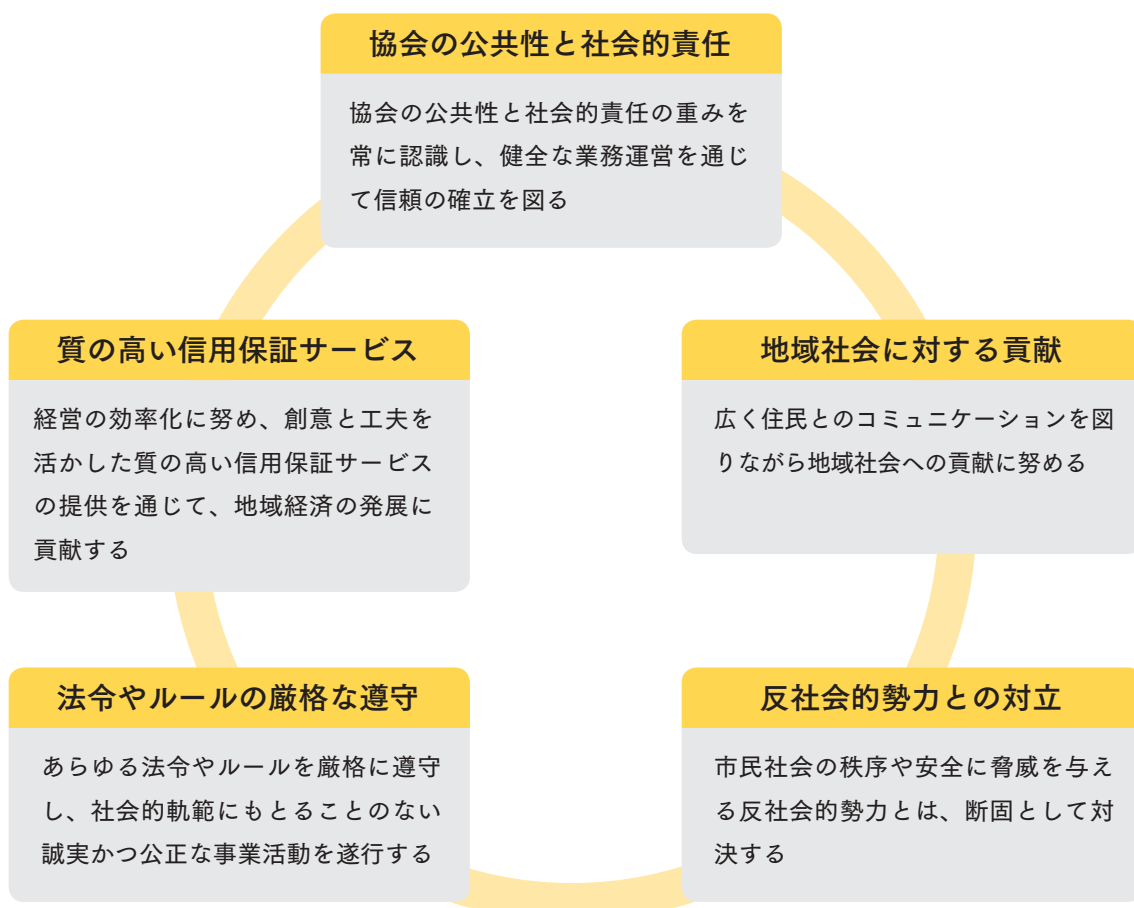
コンプライアンスへの取り組み

信用保証協会は、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を積極的に支援するという公共的使命と社会的責任を果たすため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが求められています。

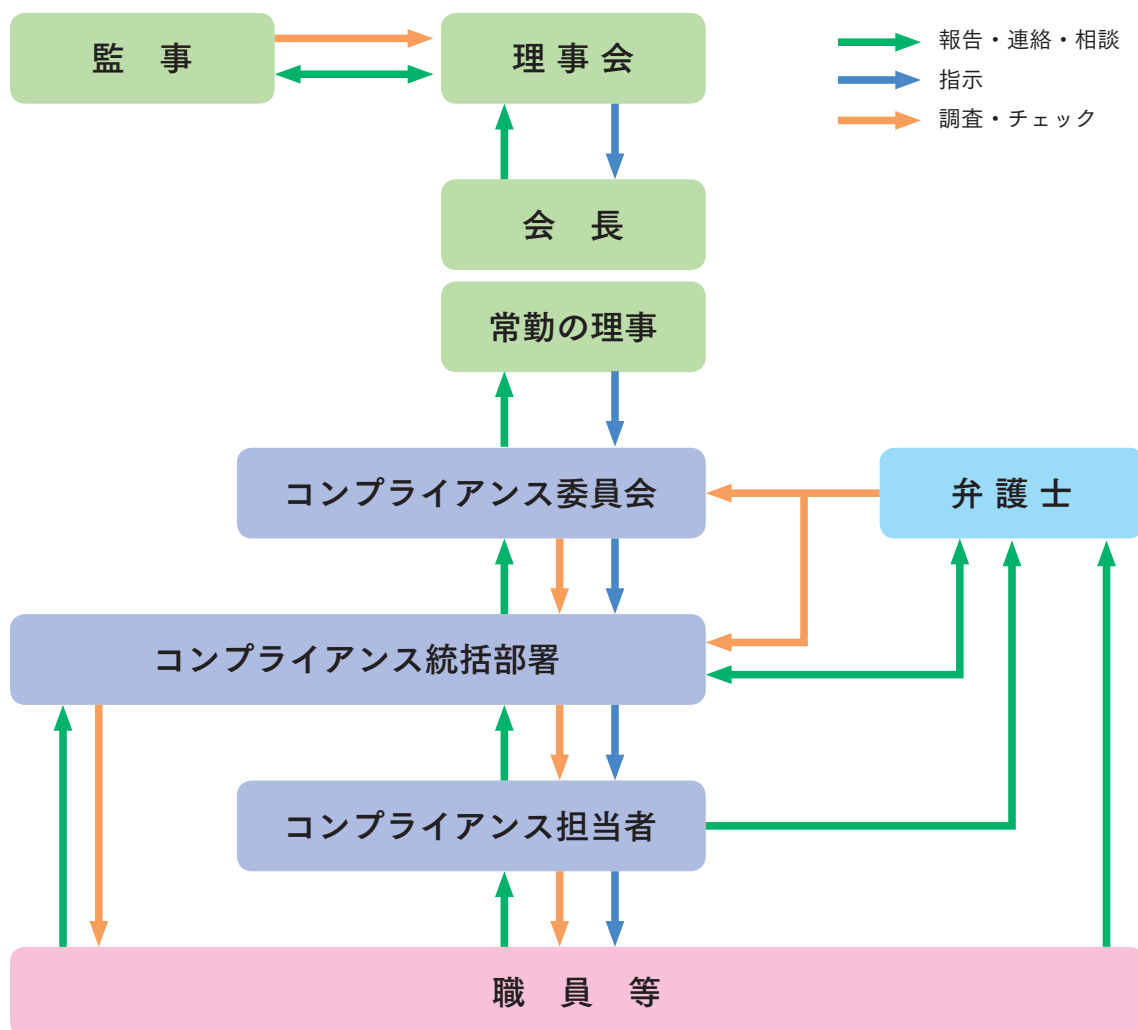
このため、当協会では信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

コンプライアンスを実践するための基本方針として、「倫理憲章」を定めています。

○群馬県信用保証協会倫理憲章



○コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力に係る企業等への保証はいたしません

1. 暴力団等の反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりません

公共性の高い使命と重い社会的責任を負う信用保証協会としては、暴力団等の反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。

また、申込人や保証人が、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う場合も保証に対象としておりません。

信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めています。

暴力団等反社会的勢力は、信用保証の対象とはなりませんのでご注意ください。

信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されます。

2. 第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません

信用保証協会では、信用保証制度を悪用する行為を排除し、公正な保証の取り扱いをするために、暴力団関係者や金融斡旋屋等の第三者が介在、介入する保証申込は取り扱いいたしません。

個人情報保護宣言

群馬県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

- お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人情報の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人情報の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口へ備え置きしてある「保有個人情報」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（又は郵送）ください。

7. 保有個人情報の訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人情報に誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人情報の利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人情報の第三者提供を停止いたします。
- 6、7の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ（又は備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問、苦情について

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

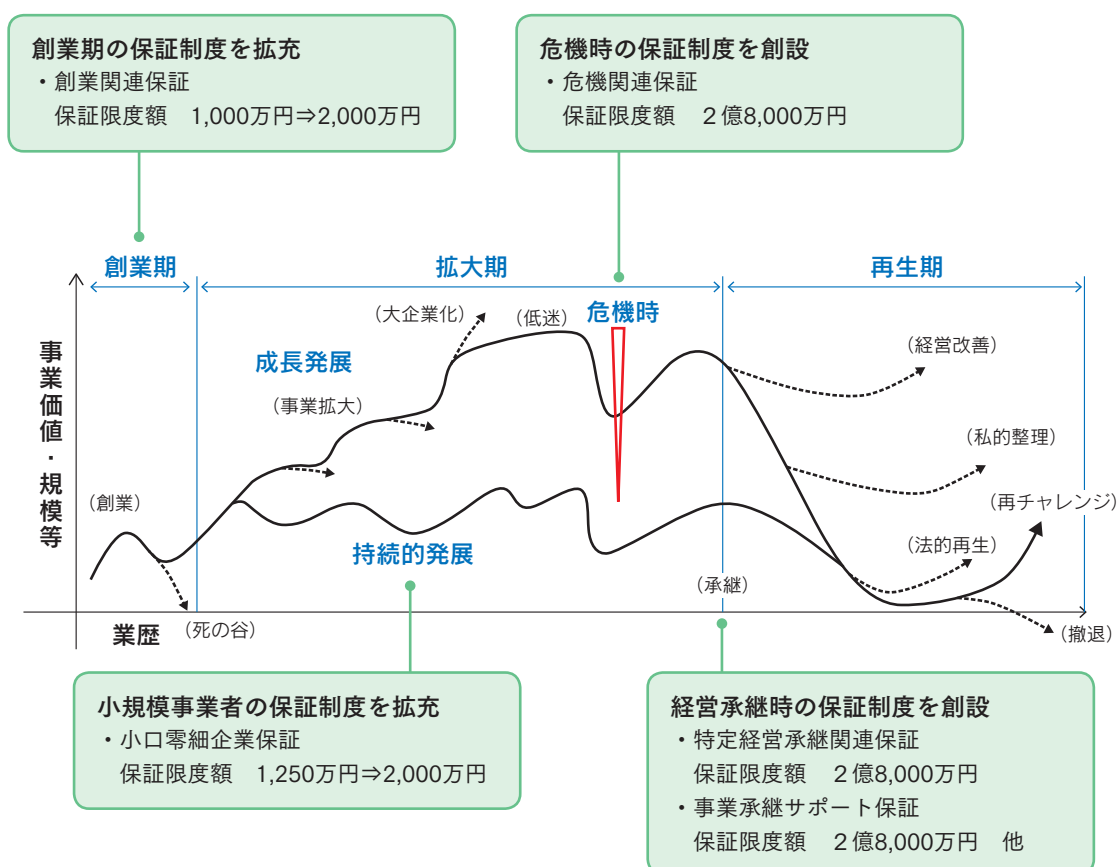
住 所	前橋市大手町三丁目3番1号	
電話番号	027-231-8816	027-231-8875
部 署 名	群馬県信用保証協会 総務部 総務課	群馬県信用保証協会 保証統括部 保証推進課

2018年度の主な取り組み

○信用保証制度の見直し

保証制度の拡充・新たな保証制度の創設

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が平成30年4月1日に施行されたことを受けて、中小企業・小規模事業者のライフステージに応じてきめ細かな対応が行えるよう保証制度を拡充・創設しました。



企業の成長・発展を促すための金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の成長・発展を促すため、金融機関とより強固な連携を図るべく取り組みを行っています。当協会の役員から保証審査担当者までの各階層で金融機関との対話を積極的に行い、中小企業・小規模事業者にとってより良い支援が行えるよう努めました。

また、これまでと同様に信用保証の付かない融資（プロパー融資）と信用保証付き融資を適切に組み合わせ、金融機関と当協会が協力して中小企業・小規模事業者が円滑に資金調達できるよう取り組みました。2018年度に当協会では保証承諾をしたもののうち、54.5%が金融機関のプロパー融資支援が行われていました。

○新たな保証制度の創設等、当協会独自の取り組み

金融機関連携型短期継続保証「Gリピート保証」を創設しました

群馬県内の中小企業・小規模事業者の皆さまが、経営に必要な資金を、一括返済方式の短期資金により一定期間継続して調達することで、資金繰りの安定を図ることを目的として「Gリピート保証」を創設し、平成30年9月より取り扱いを開始しました。本制度は、取扱金融機関と連携して中小企業・小規模事業者の皆さまの経営状況の把握に努め、経営の改善及び発展に資することも目的としています。また、通常の保証より割安な保証料率を設定しています。

おかげさまで、平成30年度の「Gリピート保証」の保証承諾実績は、2,901件、375億円となりました。引き続き金融機関の皆さまと連携して中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り支援を行ってまいります。



お客さまへの経営支援強化

信用保証付き融資をご利用いただいているお客さまへの支援を強化するため、組織の変更を行いました。

保証統括部企業支援課を経営支援課に改め、保証統括部に財務支援課を新設しました。

経営支援課は、群馬県中小企業支援ネットワーク会議の運営・群馬県経営サポート会議の運営・経営改善計画策定支援・外部専門家派遣事業・事業再生支援など、経営支援・再生支援に関わる業務を行っています。

財務支援課は、返済を緩和しているお客さまに対して、返済正常化を積極的に促す取り組みを行っています。具体的には、返済正常化に向けたロードマップを検討し、返済正常化の提案書を作成して金融機関の皆さまや中小企業・小規模事業者の皆さまのもとを訪問しています。主に、「Gプライム保証」などを活用した借換による返済正常化を提案しています。

2019年度も引き続きお客さまへの経営支援に注力してまいります。



○金融機関との連携

金融機関と連携強化のため、覚書を締結しました

この取り組みは、地方創生や中小企業・小規模事業者への支援強化を目的として平成28年度から始め、平成30年度は、しののめ信用金庫及びアイオー信用金庫と新たに業務連携に関する覚書を締結しました。平成30年度末までに10金融機関と覚書を締結しています。



【しののめ信用金庫との覚書締結】



【アイオー信用金庫との覚書締結】

連携の内容は金融機関によって様々ですが、創業支援・経営支援等の取引先企業の支援業務に関することや、勉強会・意見交換会開催等、金融機関と当協会との人的な交流に関することなど多岐に亘ります。今後も中小企業・小規模事業者の皆さまにとって頼りになる存在となれるよう、金融機関との連携を強化し、質の高い支援を行ってまいります。

信用保証基本業務研修を開催しました

平成30年11月7日、8日に群馬県立産業技術センターにおいて、信用保証基本研修を開催しました。5回目の開催となる今回の研修では、銀行、信用金庫、信用組合から合計13金融機関、101名の若手担当者の方々にご参加いただき、基本的な信用保証業務の理解と当協会若手職員との交流を目的として実施しました。

研修の第1部では、「信用補完制度と信用保証協会」及び「保証申込の留意点と保証制度」と題して、当協会職員が講義を行いました。

また、第2部では、当協会の若手職員と、金融機関の若手担当者が8つのグループに分かれ意見交換を行いました。

今後も、金融機関の皆さまに当協会の業務についてのご理解を深めていただく取り組みを継続し、一致協力して中小企業・小規模事業者の皆さまを支援できるよう努めてまいります。



○創業支援の取り組み

シルキー クレイン presents ガールズ創業カフェ in 前橋 を開催しました

平成30年10月28日（日）、当協会主催（後援：群馬県、群馬県産業支援機構、前橋市、前橋商工会議所、日本政策金融公庫前橋支店）の女性向け創業セミナー「シルキー クレイン presents ガールズ創業カフェ in 前橋」を開催しました。

このセミナーは、当協会の女性創業応援チーム「シルキー クレイン」が、県内の創業機運の醸成、女性の創業の後押しを目的に、28年度から継続して開催しています。30年度は前橋市の飲食店Café Le Cocon（カフェルココン）を会場に、創業希望者、創業者、また、創業に興味がある方など15名の女性が参加されました。

第1部 創業トーク

出演：Café Le Cocon・磯沙佳さん、

「内面外面美容サロン～南風～」山越美紀さん

司会：奈良のりえアナウンサー

第2部 講演

講師：税理士・中小企業診断士 田子宏美さん

第3部 音楽の鑑賞とヘッドマッサージ

音楽：carry 音さん

美容：山越美紀さん

第4部 交流タイム



「イノベーションネットアワード2019」において、優秀賞を受賞しました

当協会の【女性創業応援チーム「シルキー クレイン」をはじめとした創業トータルサポート体制】が、第8回地域産業支援プログラム表彰事業（イノベーションネットアワード2019）で優秀賞を受賞しました。

地域産業支援プログラム表彰事業は、（一財）日本立地センター及び全国イノベーション推進機関ネットワークが主催する事業で、各地の地域産業支援プログラムや支援者の質的向上および取り組みの普及を図り、より一層の地域産業の振興・活性化を喚起、促進することを目的としています。

平成31年2月22日、表彰式・記念フォーラムが開催され、当協会の青木会長と「シルキー クレイン」リーダーの荻原課長代理が賞状と副賞の楯を受け取りました。



○地方創生への取り組み

FM GUNMA との共同制作番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」について

創業機運の醸成等、地方創生に資する取り組みとして、平成25年4月から放送を開始したFM GUNMAの創業応援番組「チャレンジ・ザ・ドリーム」は、平成30年度も継続して放送しました。

企業のトップや経済界のリーダーから創業や事業承継時に経験したこと、経営者となってからの挑戦の軌跡やこれから創業をされる方・若者へのメッセージなどをお話しいただいています。また、特徴のある事業者や、新規創業者などを「チャレンジ企業」として紹介しています。平成29年度は、24名の経営者等にご出演いただき、興味深いお話をさせていただきました。また、番組の一部では、当協会からのトピックスを紹介するコーナーも設け、県内の中小企業・小規模事業者へ情報発信をしています。

なお、過去放送分につきましては、当協会ホームページに掲載しています。

平成29年度に放送した トップインタビューをまとめた冊子「チャレンジ・ザ・ドリーム ～群馬の明日をひらく～ 平成29年度版」を発刊しました。起業やイノベーションのヒントに満ちた経営者の言葉がたくさん詰まった冊子です。

金融機関、関係機関、教育機関や創業スクールなどに幅広く提供し、創業意欲の向上に資する取り組みを行いました。



○職員の資質向上への取り組み

外部講師をお招きし、各種研修を行いました

職員の資質向上への取り組みとして、外部の講師をお招きし、各種研修を行いました。主な研修は以下のとおりです。今後も、取り組みを継続し、中小企業・小規模事業者の皆さまのお役に立てるよう努めてまいります。

【平成30年度の主な研修】

- ◆ 平成30年7月6日、経営支援・再生支援分野でご活躍されている 税理士 細野充弘 様を講師に招き、「確定申告書の診方（みかた）」と題し、ご講演をいただきました。（47名参加）
- ◆ 平成30年11月13日、FM GUNMA「出張話し方・マナー教室」を活用し、フリーアナウンサーの奈良のりえ様を講師に招き、「ビジネスマナー・話し方」研修を開催しました。（26名参加）
- ◆ 平成31年1月10・11日、全国信用保証協会連合会より 業務企画部 副部長 戸梶秀樹 様、業務企画部 情報分析課 調査役 外村泰気 様、業務企画部 業務課 笛木貴裕 様を講師に招き、信用保証協会をめぐる諸情勢等についてご講演いただきました。（99名参加）
- ◆ 平成31年2月5日、日本政策金融公庫より 保険業務部 関東保険業務推進室 上席室長代理 飯沼恭潤 様、保険審査部 審査第二グループ グループ長 上田恵美子 様を講師に招き、信用保証の利用状況等についてご講演いただきました。（21名参加）

〇広報活動

ホームページのリニューアルを行いました

中小企業・小規模事業者の皆さま、金融機関の皆さまに向けて迅速かつきめ細やかな情報発信を行うため、ホームページを全面的にリニューアルしました。

皆さまに親しんでご覧いただけるよう、各種ボタンやアイコンなどは大きく表示して情報へのアクセスを直感的にできるように心掛けてデザインしました。



【デスクトップPCのイメージ】



【モバイル端末のイメージ】

タブレットやスマートフォンなどのモバイル端末での閲覧に最適化するための対応、保証料額を試算する機能の追加、金融機関専用ページの充実など、これまで以上にホームページを活用していただけるように取り組みました。



【保証料額のシミュレーション】



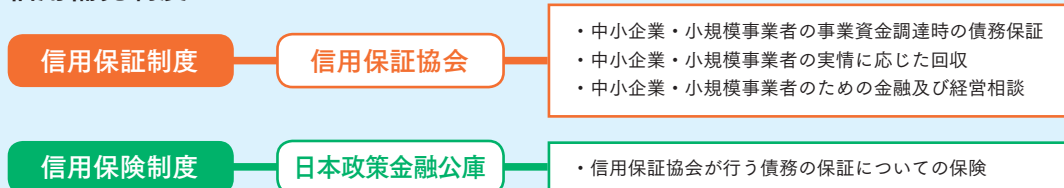
【チャレンジ・ザ・ドリームのページ】

従来と同様に「チャレンジ・ザ・ドリーム」や、「折々の散歩道」のコンテンツもごさいます。これからも適時適切な情報発信に努めます。

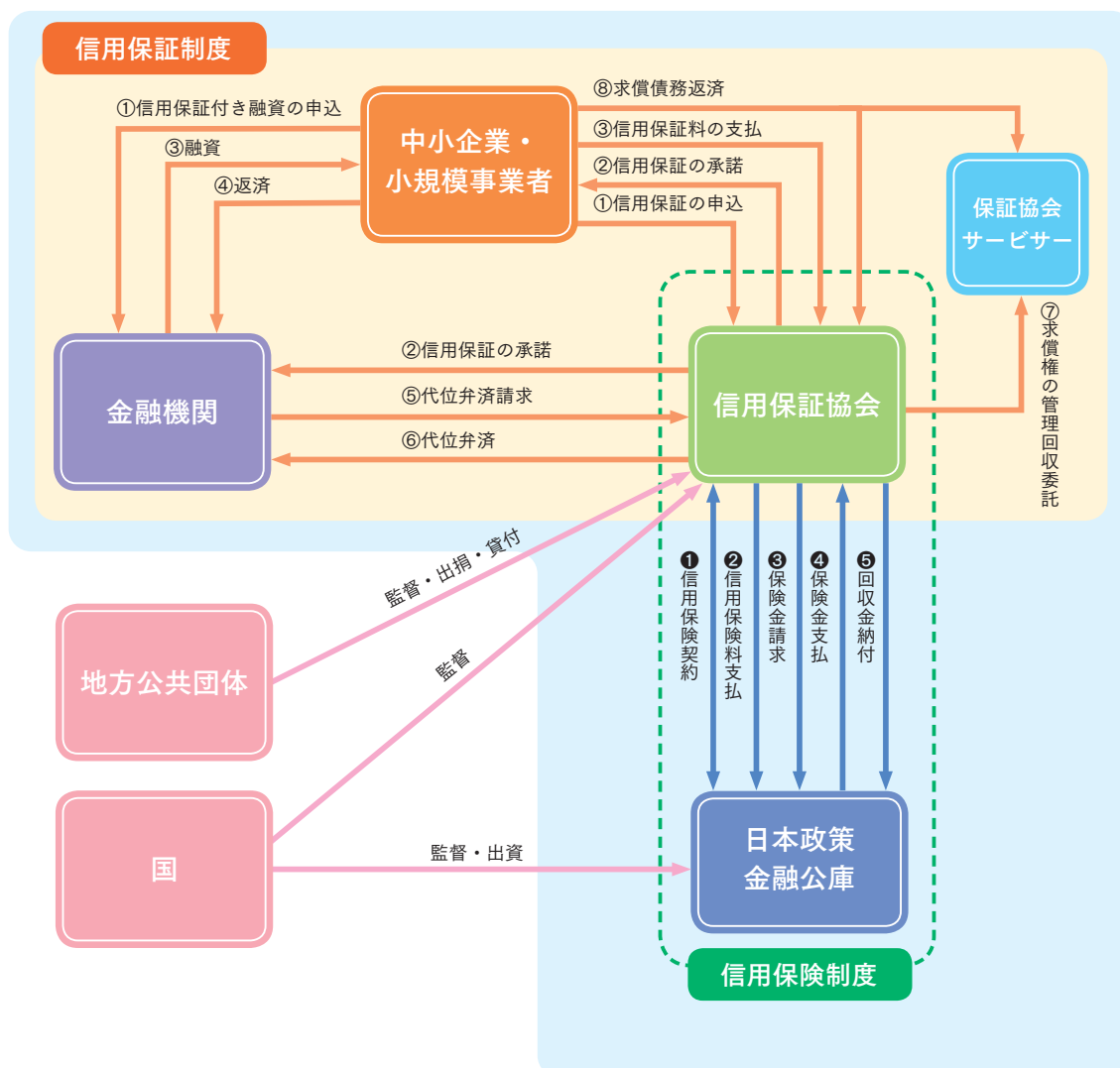
信用補完制度

信用補完制度は中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が行う債務の保証について日本政策金融公庫が再保険を行う「信用保険制度」の総称です。両制度は、相互に一体的に機能しています。

信用補完制度



○信用補完制度のしくみ



信用保証制度

- ① 中小企業・小規模事業者等は、金融機関に信用保証付き融資の申込を行い、金融機関を経由して信用保証協会に信用保証の申込をしていただきます。
- ② 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等の事業の内容や経営計画を確認し、その結果、信用保証をすることが適当と認め、申込内容を承諾した場合は、金融機関及び中小企業・小規模事業者等へ通知します。
- ③ 信用保証の承諾の通知を受けた金融機関は、中小企業・小規模事業者等へ融資します。中小企業・小規模事業者等は、借入と同時に信用保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ④ 中小企業・小規模事業者等は、融資条件に基づいて借入金を金融機関へ返済していただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者等が返済できなくなった場合、金融機関は信用保証協会に対して残りの融資金の支払を請求します。
- ⑥ 信用保証協会は、金融機関の請求に基づき、中小企業・小規模事業者等に代わって金融機関へ借入金の支払をします（代位弁済）。
- ⑦⑧ 代位弁済後、中小企業・小規模事業者等と信用保証協会では相談し、借入金を返済していただきます。なお、一部の求償権については、保証協会債権回収株式会社（通称：保証協会サービサー）群馬営業所へ管理回収業務を委託しています。

信用保険制度

- ① 信用保証協会が中小企業・小規模事業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、日本政策金融公庫と信用保証協会は、信用保険契約を締結します。
- ② 信用保証協会が信用保証を行った場合は、日本政策金融公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済を行った場合は、日本政策金融公庫に対して保険金の支払を請求します。
- ④ 日本政策金融公庫は、信用保証協会の請求に基づき、信用保険の種類に応じて定められたてん補率（代位弁済を行った元金の70%～90%）で保険金を信用保証協会へ支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者等からの返済金について、てん補率に応じて日本政策金融公庫へ回収金を納付します。

信用保証の概要

○信用保証をご利用いただける方

企業規模

会社の場合、資本金（資本の額又は出資の総額）及び常時使用する従業員のいずれか一方が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

個人事業者及び特定非営利活動法人（NPO法人）の場合、常時使用する従業員が、下表の条件に該当していれば信用保証をご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業（士業法人を含む）	5,000万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下

※ただし、下表の政令特例業種については、企業規模が異なります（NPO法人は特例対象外）

業種	資本金	常時使用する従業員
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

業種

大半の業種がご利用いただけますが、中小企業信用保険法施行令により、下表の業種は信用保証の対象外とされています。

主な信用保証の対象外の業種
農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、学校、政治・経済・文化団体、宗教 その他、信用保証制度の目的から保証対象とすることが好ましくない業種や制度上積極的に支援・育成するにふさわしくない業種

所在地・業歴・許認可

群馬県内において工場・店舗又は事務所を有し、事業を行っている方が群馬県信用保証協会をご利用いただけます。また、創業関連保証等については、業歴に関係なく創業前からご利用いただけます。

また、免許、許可、認可、登録、届出等を必要とする事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

○信用保証の内容

保証限度額

1 企業者に対する一般的な保証の限度額は下表のとおりです。なお、下表とは別枠でご利用いただける保証もございますので、詳しくは営業部・各支店の保証課までお問い合わせください。

組織	保証限度額
個人事業者・会社・医療法人等・NPO法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金となります。

連帯保証人

当協会では、特別な事情がある場合を除き原則として法人代表者以外の連帯保証人を不要としています。

一般事業者における連帯保証人の取り扱い

次の場合を除き、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人を不要とし、法人は代表者以外の連帯保証人を不要としています。

- ①実質的な経営権を持っている者や、営業許可名義人、及び申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

組合における連帯保証人の取り扱い

原則として代表理事のみを連帯保証人としませんが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とする場合があります。

なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人としています。

担保提供者の取り扱い

担保提供者は法人の代表者及び前記「一般事業者における連帯保証人の取り扱い」に該当する場合を除き連帯保証人とはしません（担保提供者は物上保証人としています）。

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重した対応を行っています。本ガイドラインの趣旨に照らして経営者保証が不要となる場合があります。

○信用保証料

信用保証料は、中小企業・小規模事業者と信用保証協会の「信用保証委託契約書」に基づき、保証利用の対価としてお支払いただくものです。

保証料率の体系

保証料率は、原則として中小企業・小規模事業者の信用リスクに応じて9段階に区分（弾力化）された体系としています。

（単位：％）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率 （特殊保証）	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※9段階の区分は、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）により、財務情報を評価し、非財務情報を加味して決定します。

※特殊保証とは、当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、手形割引根保証です。

例外として、経営安定関連保証などの一部の保証制度は、一律の保証料率が適用されます。

（単位：％）

保証制度	保証料率	保証制度	保証料率
経営安定関連保証（1～4・6号）	0.80	経営安定関連保証（5・7・8号）	0.68
創業関連保証	0.70	創業等関連保証	0.70

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※上記の保証制度は代表例です。

保証料率の割引

不動産担保をご提供いただく場合や、一部の群馬県制度資金をご利用いただく場合などは、信用保証料率が割引となります。

定性割引	割引の内容
有担保割引	弾力化保証料率が適用される保証及び一律の保証料率が適用される一部の保証について、保証料率を0.1％引きします
会計参与設置会社割引	一括支払契約保証を除く全ての保証について、保証料率を0.1％引きします

（単位：％）

割引が適用される群馬県制度資金の保証料率（弾力化保証料率の場合）									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象外	2.00	1.80	1.60	1.40	1.15	0.90	0.72	0.56	0.40
責任共有対象	1.730	1.580	1.380	1.180	0.980	0.830	0.664	0.498	0.373

※上記保証料率は、貸付金額に対する年率となります。

※一律料率で割引が適用される群馬県制度資金もございます。

○責任共有制度

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

負担割合

信用保証協会の保証が付いた融資の負担割合は、原則として、信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

ただし、一部例外的に除外される保証制度があります。

責任共有の対象外となる保証制度

- ①経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号・6号
- ②災害関係保証
- ③創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- ④特別小口保険に係る保証
- ⑤事業再生保証
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証
- ⑧中堅企業特別保証
- ⑨東日本大震災復興緊急保証
- ⑩経営力強化保証

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「経営力強化保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑪事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

（ただし、「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む）」を「事業再生計画実施関連保証」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）

- ⑫危機関連保証

責任共有の方式

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関にはいずれかの方式を選択していただいています。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証（ABL保証）等、一部の保証制度については、金融機関が選択した方式に関わらず部分保証で取り扱いしています。

部分保証方式	負担金方式
融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 ◎ 保証金額 = 融資金額 × 80%	融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の信用保証利用実績に応じて一定の負担金を信用保証協会に納付する方式

主な保証制度

中小企業・小規模事業者の多様な資金需要に応え、円滑な資金調達の促進を図るため、各種保証制度をご用意しています。主な保証制度の概要をご紹介します。

○通常の保証

普通保証

- 対象 中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.90%
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 20年以内（普通保証は3年以内）

長期保証

○小規模事業者の方

小口零細企業保証

- 対象 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下。ただし娯楽業、旅館業は20人以下）
- 保証料率 0.50～2.20%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 原則不要
- 保証期間 10年以内

○これから事業を始める方、創業後間もない方

創業関連保証

- 対象
 1. 「事業を営んでいない個人」が「1カ月以内（※）に個人で事業を開始する場合」又は「2カ月以内（※）に会社を設立する場合」

（※ 認定特定創業支援事業により支援を受け、支援を受けたことについて市町村長の証明を受けた場合は、それぞれ6ヶ月以内となります。）

 2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
 3. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 2,000万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

創業等関連保証

- 対象
 1. 「事業を営んでいない個人」が「1カ月以内に個人で事業を開始する場合」又は「2カ月以内に会社を設立する場合」
 2. 「事業を営んでいない個人」により創業又は会社を設立した後、5年未満の場合
 3. 分社化を計画する会社、及び分社化により設立された5年未満の会社
- 保証料率 0.70%
- 保証限度額 1,500万円
- 担保 不要
- 保証期間 10年以内

○経営改善に取り組みたい方

経営力強化保証

- 対象 認定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画を策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.45～1.75%（責任共有対象） 0.50%～2.00%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内（一括返済の場合は1年以内）
保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

- 対象 中小企業再生支援協議会等の支援を受け、事業計画の策定し、計画の実行及び計画進捗の報告を行う中小企業・小規模事業者
- 保証料率 0.68%（責任共有対象） 0.80%（責任共有対象外）
- 保証限度額 2億8,000万円（組合は4億8,000万円）
- 保証期間 15年以内（一括返済の場合は1年以内）

○必要な資金を迅速に調達したい方

当座貸越根保証

- 対象 ①同一事業の業歴3年以上で、2期以上の確定申告
②申込金融機関と与信取引が6ヶ月以上
③一定の財務要件を満たす
- 保証料率 0.39～1.62% ● 保証限度額 2億8,000万円

事業者カードローン当座貸越根保証

- 対象 ①同一事業の業歴3年以上で、2期以上の確定申告
②申込金融機関と与信取引が6ヶ月以上
③一定の財務要件を満たす
- 保証料率 0.39～1.62% ● 保証限度額 2,000万円

○資金繰りを安定させたい方

金融機関連携型短期継続保証 Gレポート保証

- 対象 ①同一事業の業歴3年以上で、2期以上の確定申告
②保証付融資の利用実績又は申込金融機関のプロパー融資残高がある
③一定の財務要件を満たす
- 保証料率 0.35～1.80% ● 保証限度額 5,000万円
- 保証期間 1年以内

「三つの支援」と「事業承継支援」の取り組み

当協会では、信用保証業務のほかにも、相談・診断・情報提供等の各種支援サービスに取り組んでいます。これらは大きく「創業支援」「経営支援」「再生支援」の「三つの支援」と「事業承継支援」に分かれています。

「三つの支援」と「事業承継支援」を、よりスピーディーかつ確実に実施するために、関係機関と連携しています。「群馬県中小企業支援ネットワーク会議」「群馬県経営サポート会議」の設置や、「認定経営革新等支援機関」との連携など、専門の機関がネットワークで結びつくことで、より質の高い中小企業・小規模企業者の支援を行えるよう努めています。

○創業支援

創業トータルサポート

相談

『創業応援チーム』、女性創業応援チーム『シルキー クレイン』による相談、創業計画の策定支援、創業後の経営相談など、創業者の皆様をサポートしています。

ガイドブック

創業をご検討されている方に向けたガイドブック『創業者の皆さんのための 創業計画サポートガイド ～創業計画の作り方から創業後のサポートまで～』を発行しています。

金融

国の保証制度「創業関連保証」「創業等関連保証」、県の制度資金「創業チャレンジ資金」「女性・若者・シニアチャレンジ資金」など、創業者のニーズに合わせた各種制度を揃えています。

広報・セミナー

創業機運の醸成を図るため、FM GUNMAとの共同制作番組『チャレンジ・ザ・ドリーム』を放送しています。また、創業者向けのセミナーを開催しています。

○経営支援・再生支援・事業承継支援

金融支援と経営支援の一体的な取り組み

経営力強化保証

金融機関と認定経営革新等支援機関が連携し、事業計画の策定支援や継続的な経営支援を図り、中小企業・小規模事業者の経営力を強化するための保証制度です。

事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）

中小企業支援機関の支援等を受けて策定した事業再生計画に従って資金調達の支援をすることで、中小企業・小規模事業者の活力を再生するための保証制度です。

経営サポート会議を活用することもできます。

金融機関・関係機関等との連携

群馬県中小企業支援ネットワーク会議

群馬県内の公的機関、金融機関及び支援機関等が連携して、県内の中小企業・小規模事業者の経営安定・発展を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とした当協会が事務局を務める支援ネットワークです。

参加機関が緊密な連携を図り、情報交換や講演等によるスキルアップに努めています。地域全体で中小企業・小規模事業者を支援しています。

群馬県経営サポート会議

個別の中小企業・小規模事業者を支援するため、当協会が事務局を務め、金融機関、支援機関、専門家等と連携し、具体的な支援手法等について話し合います。各機関が目線を合わせて、迅速に支援が行われるよう努めています。

協会独自の取り組み

保証審査担当者等による相談・支援業務

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課で多様なご相談に対して、最適な対応策をご案内します。また、ご要望があれば、中小企業・小規模事業者の事業所等を訪問し、ご相談に対応します。

経営支援チームによる経営支援

営業部・各支店の保証課及び保証統括部 経営支援課の職員が「経営支援チーム」を組み、中小企業・小規模事業者の経営改善をサポートします。

外部専門家を活用した経営支援・事業承継支援

中小企業診断士等の外部専門家を活用して、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業承継を支援します。助言・指導・計画策定支援などに係る費用は、国の補助金・協会独自の補助を組み合わせて、中小企業・小規模事業者の負担が軽減されるよう努めています。

財務支援課による返済正常化に向けた支援

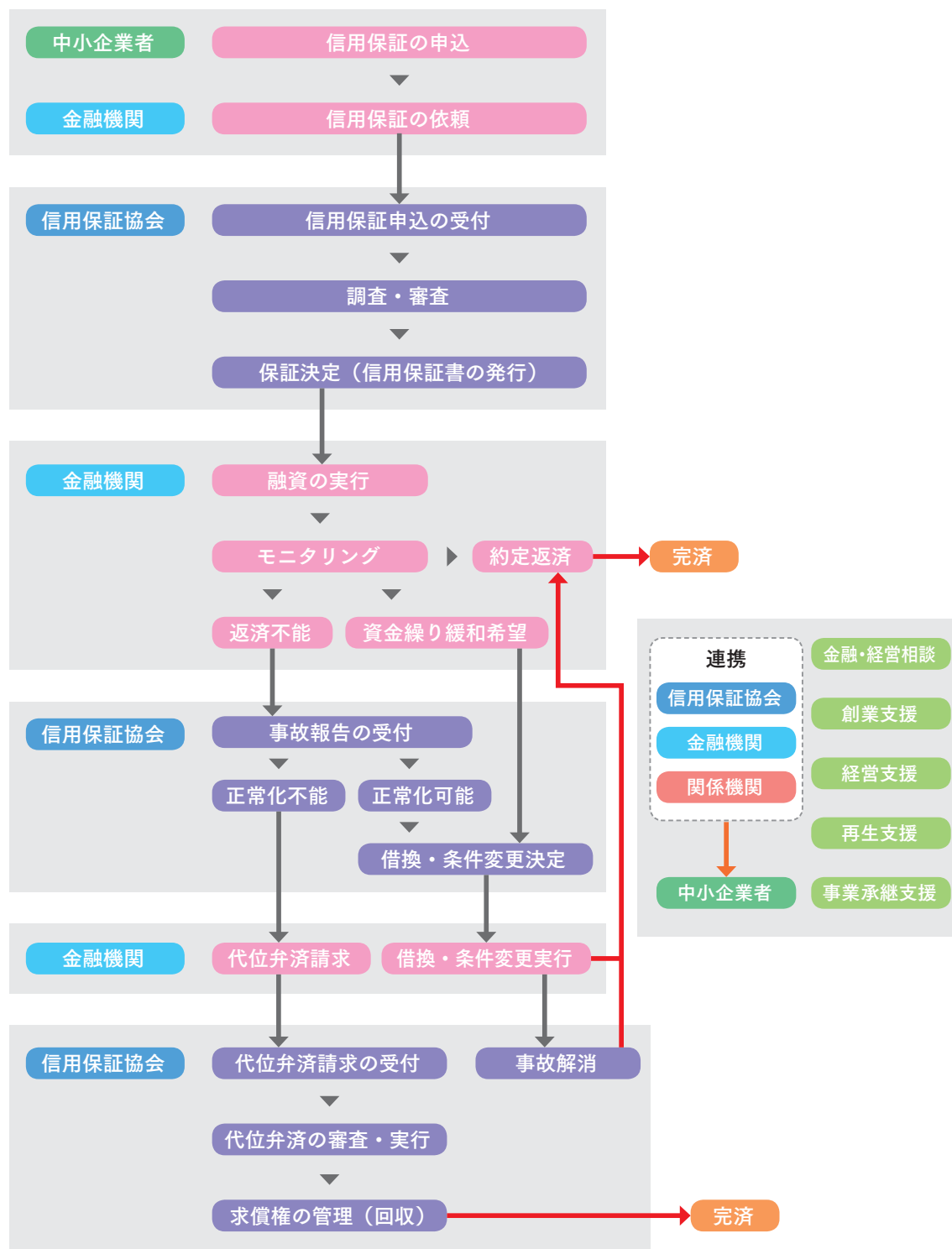
保証統括部 財務支援課では、返済条件を緩和している中小企業・小規模事業者に対して、取引金融機関と連携して借換や各種経営支援メニューについて提案をさせていただき、返済正常化に向けた支援を行っています。

保証制度による事業承継支援

次世代サポート保証・事業承継サポート保証 特定経営承継関連保証 など

中小企業・小規模事業者の事業承継に係る費用などを、国の保証制度、県の制度資金、当協会独自の保証制度で支援します。

業務の流れ



調査・審査	事業内容や提出された書類、面談、現地調査等に基づいて、企業の将来性や返済能力等を審査します。
保証決定	調査・審査の結果、妥当と判断した場合は、保証決定となります。（ご希望通りの内容とはならない場合もあります。）
資金繰り緩和希望	毎月の返済負担が重く、資金繰りの緩和を希望する場合、借換や条件変更のご相談に応じます。
借換	信用保証付き借入金を借換することで、月々の返済額の軽減を図ります。
条件変更	信用保証付き借入金の返済内容を見直し、月々の返済額の軽減を図ります。
金融・経営相談	中小企業・小規模事業者を訪問しご相談に応じる「出前金融・経営相談」や当協会に設置している「金融・経営窓口相談」で、ご相談に応じます。
創業支援	創業応援チーム、女性創業応援チーム「シルキー クレイン」が創業計画作成のサポートや、創業後の経営相談等に応じます。
経営支援	当協会の経営支援課を中心とした経営支援チームが経営改善計画の策定等をサポートします。
再生支援	求償権消滅保証等の抜本的な再生手法を活用して、中小企業・小規模事業者の再生をサポートします。
事業承継支援	当協会の経営支援課が事業承継に関する相談等に応じます。
事故報告	廃業や法人解散、休業、約定返済の遅延、返済期限の経過等により、金融機関が返済の履行が困難と判断した場合、金融機関から当協会に対して事故報告が提出されます。
事故解消	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が可能と判断した場合は、借換・条件変更を行い、事故を解消します。
代位弁済	事故報告が提出された後に、取引の正常復帰が困難となった場合は、当協会が中小企業・小規模事業者に代わって金融機関へ借入金を支払います。
求償権	金融機関に代位弁済し、取得した債権です。
求償権の管理(回収)	中小企業・小規模事業者と当協会の双方にとって一番良い返済方法を一緒に考えます。

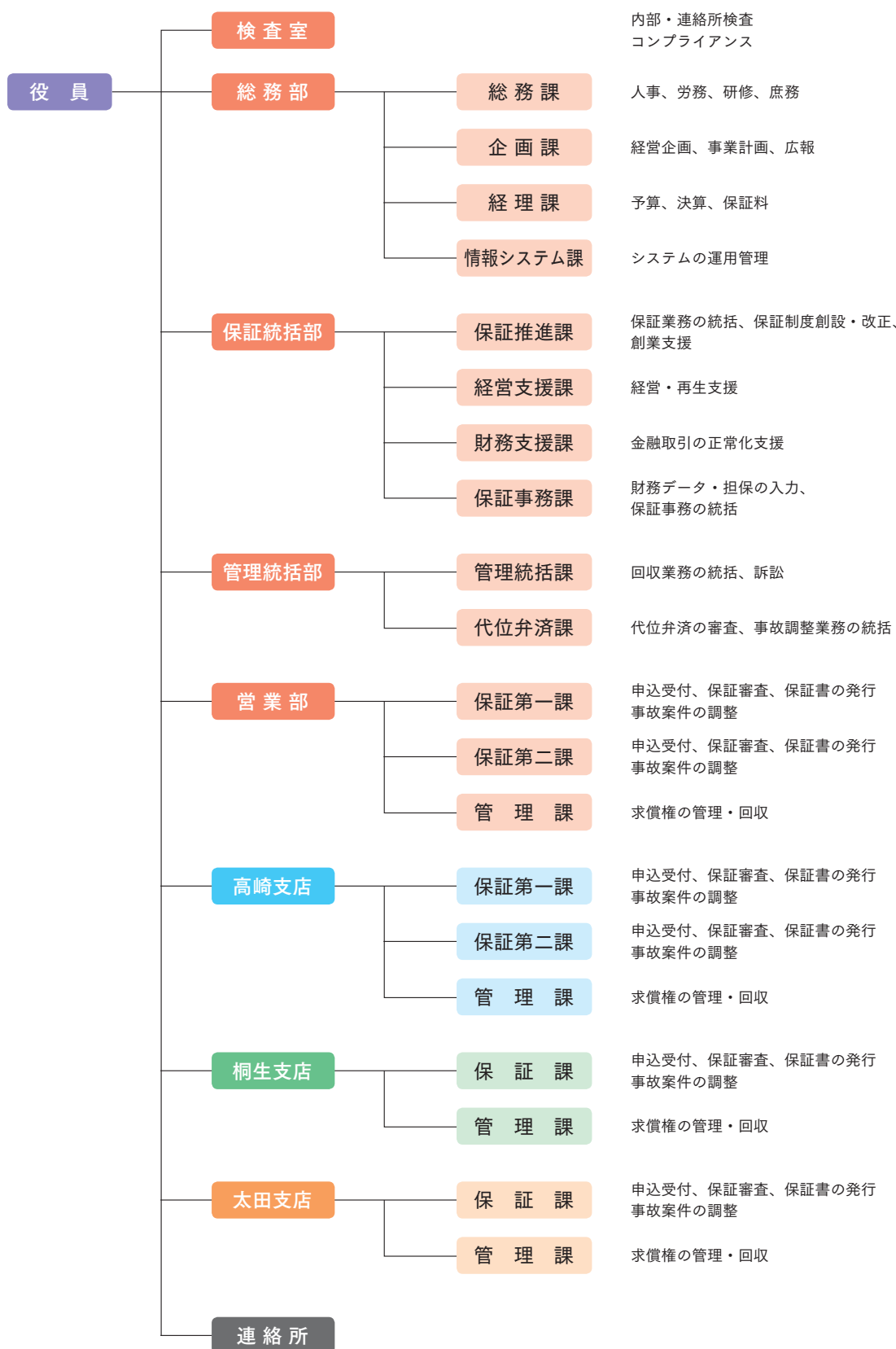
役員・組織体制

○役員

(令和元年6月25日現在)

役 職	氏 名	備 考
会 長	青木 勇	常勤（前：群馬県 病院局長）
専務理事	阿部 吉伸	常勤（元：群馬銀行 執行役員）
常務理事	林 保雄	常勤（元：群馬県労働委員会 事務局長）
常務理事	塚田 宏	常勤（元：群馬県信用保証協会 保証統括部部長）
理 事	加藤 茂生	常勤（前：群馬県信用保証協会 保証統括部部長）
理 事	鬼形 尚道	非常勤（群馬県 産業経済部長）
理 事	金井 康夫	非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 委員長）
理 事	清水 聖義	非常勤（群馬県市長会 会長）
理 事	茂原 莊一	非常勤（群馬県町村会 会長）
理 事	深井 彰彦	非常勤（群馬銀行 頭取）
理 事	吉永 國光	非常勤（東和銀行 頭取）
理 事	峯川 卓美	非常勤（群馬県信用金庫協会 会長）
理 事	小林 正弘	非常勤（群馬県信用組合協会 会長）
理 事	曾我 孝之	非常勤（群馬県商工会議所連合会 会長）
理 事	石川 修司	非常勤（群馬県商工会連合会 会長）
理 事	吉田 勝彦	非常勤（群馬県中小企業団体中央会 会長）
理 事	牛腸 章	非常勤（群馬県繊維連合会 会長）
監 事	泉沢 信哉	非常勤（群馬県議会 産経土木常任委員会 副委員長）
監 事	入内島 敏彦	非常勤（群馬県 会計管理者）
監 事	武井 通真	常勤（元：群馬県信用保証協会 保証統括部部長）

○組織・機構（平成31年4月1日現在）



○窓口・業務担当区域

本店

〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
総務部	総務課	027-231-8816	027-234-8823	
	企画課	027-231-8874		
	経理課	027-231-8674		
	情報システム課	027-231-8796	027-231-8338	
保証統括部	保証推進課	027-231-8875	027-231-8814	県内全域
	経営支援課	027-219-6003		
	財務支援課	027-225-5025		
	保証事務課	027-219-6001	027-231-8096	
管理統括部	管理統括課	027-231-8946	027-231-8424	
	代位弁済課	027-231-8842		
営業部	保証第一課	027-231-8818	027-231-9459	前橋市、伊勢崎市、沼田市、 渋川市、北群馬郡、吾妻郡、 利根郡、佐波郡
	保証第二課	027-231-8819	027-231-9250	
	管理課	027-231-8820	027-231-8096	
検査室		027-289-5205	027-234-8823	

高崎支店

〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2

部署名	TEL	FAX	業務担当区域
保証第一課	027-362-7733	027-363-2223	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
保証第二課			
管理課	027-362-7734		

桐生支店

〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
保証課		0277-43-6211	0277-43-9181	桐生市、みどり市
管理課		0277-43-6212		

太田支店

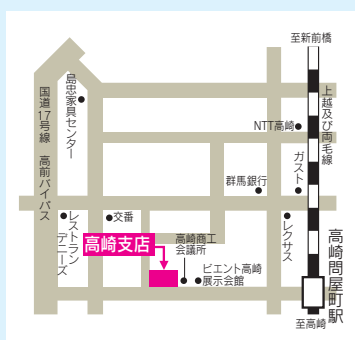
〒373-0851 太田市飯田町1180番地

部署名		TEL	FAX	業務担当区域
保証課		0276-48-8811	0276-48-8810	太田市、館林市、邑楽郡
管理課				

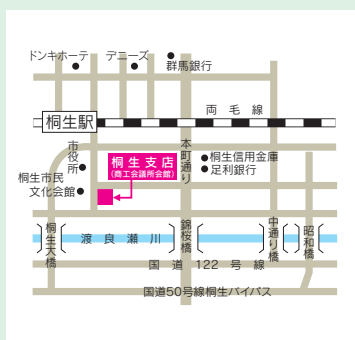
本店



高崎支店



桐生支店



太田支店



2018年度の事業実績

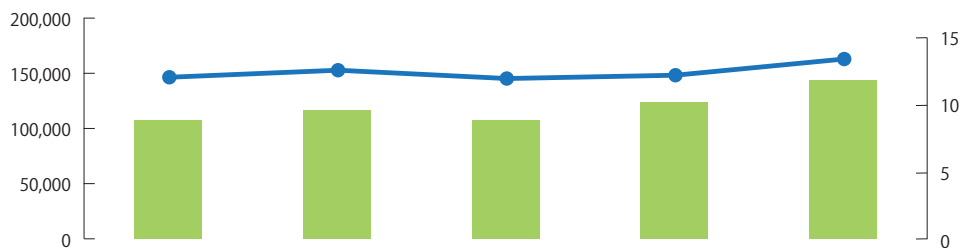
○最近5年間の主要業務実績の推移

(金額単位：百万円)

保証承諾

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

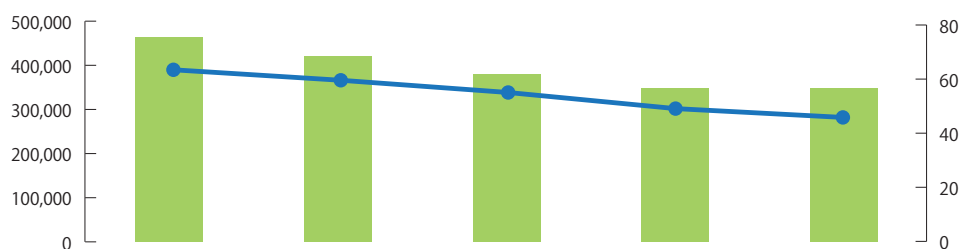


年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	12,076	12,596	11,981	12,226	13,424
金額	106,960	116,022	107,418	123,577	143,909
前年度比	87.9%	108.5%	92.6%	115.0%	116.5%

保証債務残高

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件

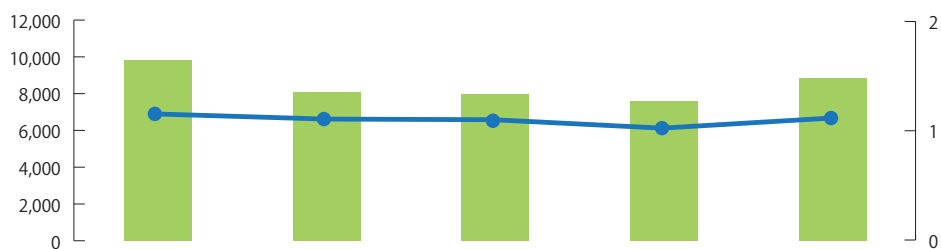


年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	63,437	59,563	55,043	49,087	45,828
金額	462,689	421,366	379,513	347,090	346,762
前年度比	89.4%	91.1%	90.1%	91.5%	99.9%

代位弁済

棒グラフ：百万円

折れ線グラフ：千件



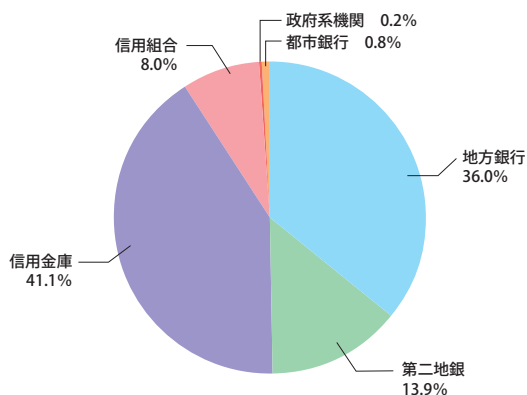
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
件数	1,154	1,107	1,101	1,024	1,116
金額	9,801	8,090	7,959	7,605	8,833
前年度比	79.8%	82.5%	98.4%	95.5%	116.2%

○金融機関別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

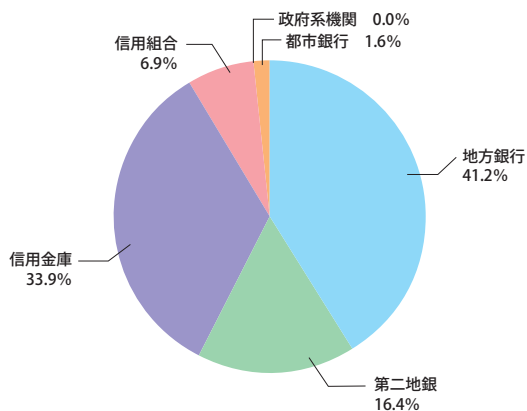
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
都市銀行	47	1,101	123.7%
地方銀行	3,758	51,867	117.8%
第二地銀	1,982	20,039	94.8%
信用金庫	6,283	59,160	126.7%
信用組合	1,341	11,471	109.4%
政府系	13	272	88.2%
その他	0	0	—
合計	13,424	143,909	116.5%

代位弁済

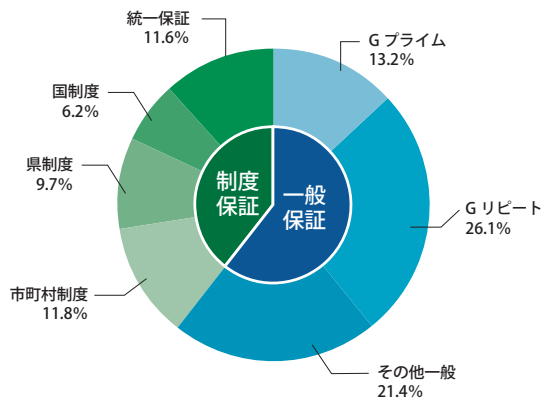


	件数	金額	前年度比
都市銀行	10	138	272.8%
地方銀行	397	3,641	116.0%
第二地銀	175	1,447	165.3%
信用金庫	434	2,993	112.4%
信用組合	97	610	72.6%
政府系	3	4	11.7%
その他	0	0	—
合計	1,116	8,833	116.2%

○制度別実績

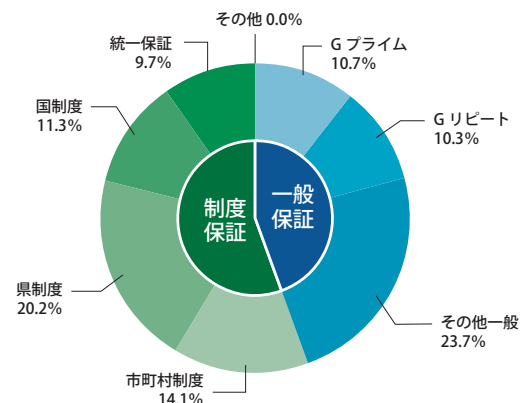
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
一般保証	6,249	87,267	146.3%
Gプライム	753	19,026	77.5%
Gレポート	2,901	37,491	—
その他一般	2,595	30,750	87.6%
制度保証	7,175	56,642	88.6%
市町村制度	3,358	17,037	68.9%
県制度	1,967	13,971	98.0%
国制度	414	8,978	145.1%
統一制度	1,436	16,657	88.9%
合計	13,424	143,909	116.5%

保証債務残高



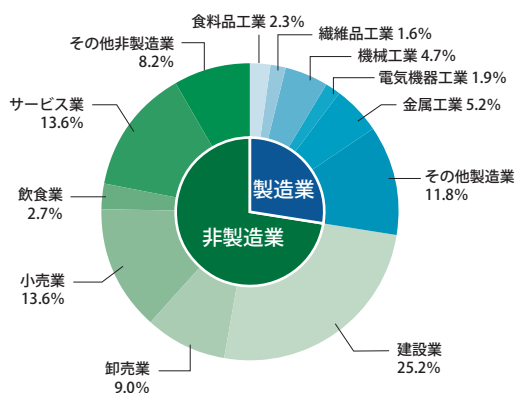
	件数	金額	前年度比
一般保証	13,174	155,125	135.3%
Gプライム	1,540	37,012	166.5%
Gレポート	2,784	35,831	—
その他一般	8,850	82,282	89.0%
制度保証	32,654	191,637	82.5%
市町村制度	13,280	48,791	87.7%
県制度	13,043	69,999	74.3%
国制度	3,297	39,123	90.8%
統一制度	3,011	33,685	85.5%
その他	23	39	72.9%
合計	45,828	346,762	99.9%

○業種別実績

※四捨五入のために個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。
構成比は百万円単位で計算しています。

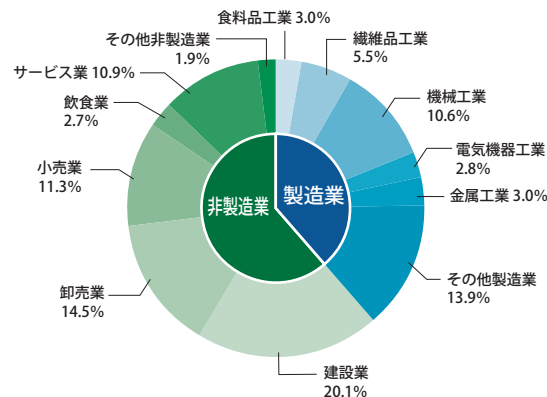
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
食料品工業	221	3,358	119.2%
繊維品工業	231	2,350	116.9%
機械工業	496	6,718	111.8%
電気機器工業	186	2,786	141.4%
金属工業	512	7,551	125.6%
その他製造業	1,495	16,944	116.6%
製造業計	3,141	39,707	119.1%
建設業	3,765	36,269	117.3%
卸売業	1,065	13,021	104.3%
小売業	1,976	19,590	114.9%
飲食業	667	3,922	101.8%
サービス業	1,978	19,636	122.5%
その他非製造業	832	11,764	119.1%
非製造業計	10,283	104,202	115.5%
その他	0	0	—
合計	13,424	143,909	116.5%

代位弁済

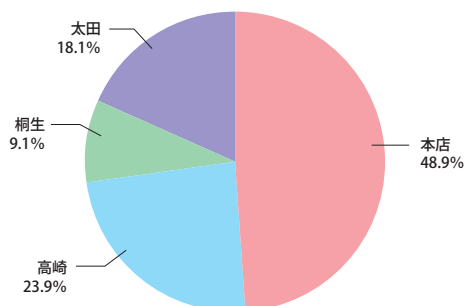


	件数	金額	前年度比
食料品工業	24	265	91.3%
繊維品工業	64	483	120.6%
機械工業	77	933	264.7%
電気機器工業	14	243	750.7%
金属工業	14	263	82.6%
その他製造業	118	1,224	124.4%
製造業計	311	3,411	143.5%
建設業	253	1,778	105.6%
卸売業	164	1,281	115.6%
小売業	176	1,001	126.6%
飲食業	63	237	52.2%
サービス業	117	959	108.0%
その他非製造業	32	166	54.6%
非製造業計	805	5,422	103.7%
その他	0	0	—
合計	1,116	8,833	116.2%

○本・支店別実績

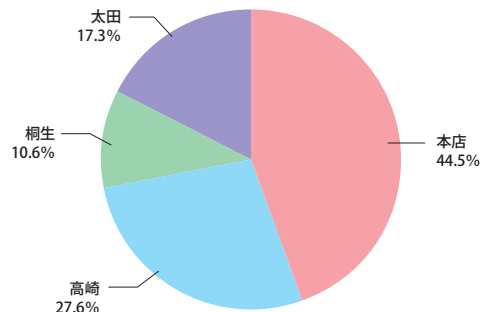
(金額単位：百万円)

保証承諾



	件数	金額	前年度比
本店	6,290	70,394	127.5%
高崎	3,558	34,458	94.8%
桐生	1,299	13,070	94.6%
太田	2,277	25,987	142.9%
合計	13,424	143,909	116.5%

保証債務残高

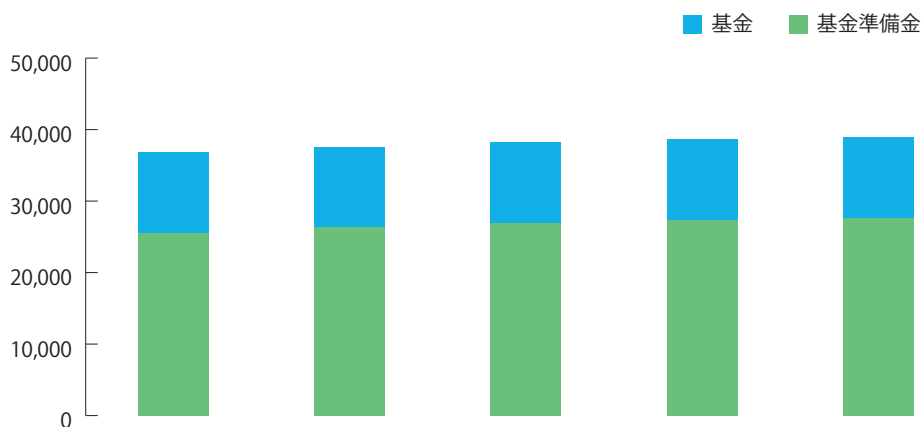


	件数	金額	前年度比
本店	20,022	154,264	99.1%
高崎	13,393	95,784	99.0%
桐生	4,891	36,884	97.5%
太田	7,522	59,829	105.1%
合計	45,828	346,762	99.9%

○基本財産

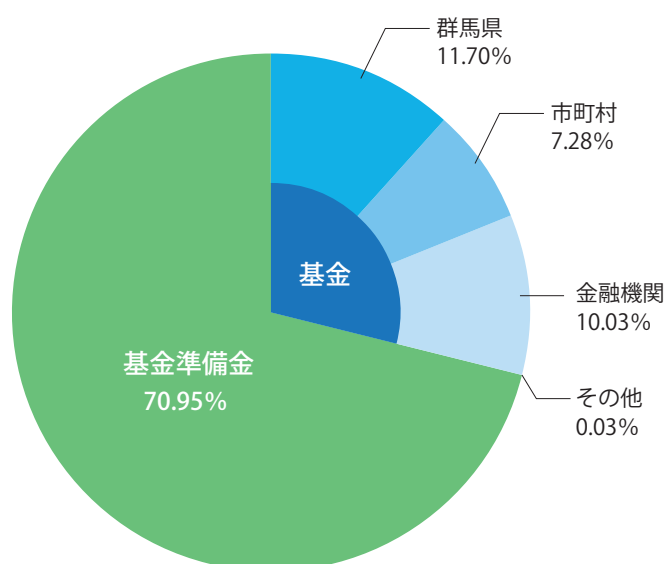
(金額単位：百万円)

最近5年間の推移



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
基金	11,287	11,294	11,294	11,300	11,301
基金準備金	25,580	26,304	26,928	27,390	27,600
基本財産	36,867	37,598	38,222	38,690	38,901

平成30年度末における基本財産の内訳

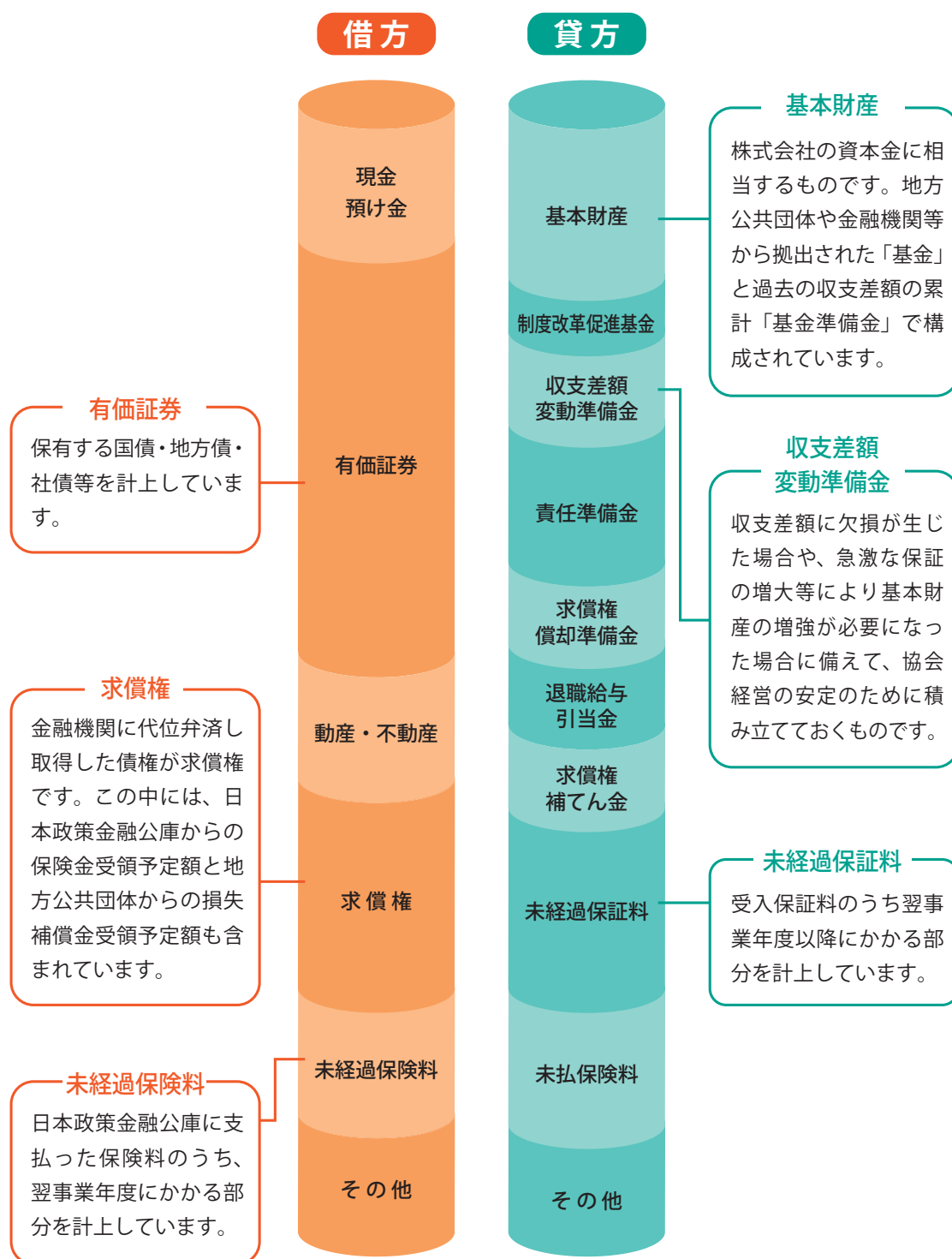


○貸借対照表（平成31年3月31日現在）

（単位：円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	574,886	基本財産	38,900,754,403
現金	574,886	基金	11,300,947,083
小切手	0	基金準備金	27,599,807,320
預け金	12,559,677,839	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	15,775,566,544
普通預金	4,309,396,925	責任準備金	2,257,821,365
通知預金	0	求償権償却準備金	615,465,946
定期預金	8,250,000,000	退職給与引当金	1,204,912,469
郵便貯金	280,914	損失補償金	747,075,849
金銭信託	0	保証債務	346,762,112,920
有価証券	49,024,925,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	18,370,130,000	損失補償補てん金	0
社債	30,647,795,000	借入金	0
株式	7,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	（うち日本政策金融公庫分）	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	599,850,657	雑勘定	7,215,736,992
事業用不動産	585,531,720	仮受金	59,717,782
事業用動産	14,318,937	保険納付金	191,917,013
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	13,024,605
損失補償金見返	747,075,849	未経過保証料	6,933,943,896
保証債務見返	346,762,112,920	未払保険料	2,073,776
求償権	2,419,059,991	未払費用	15,059,920
譲受債権	0		
雑勘定	1,366,169,346		
仮払金	16,469,325		
保証金	1,853,280		
厚生基金	228,122,500		
連合会勘定	4,412,835		
未収利息	113,267,034		
未経過保険料	1,002,044,372		
合 計	413,479,446,488	合 計	413,479,446,488

○貸借対照表の用語解説

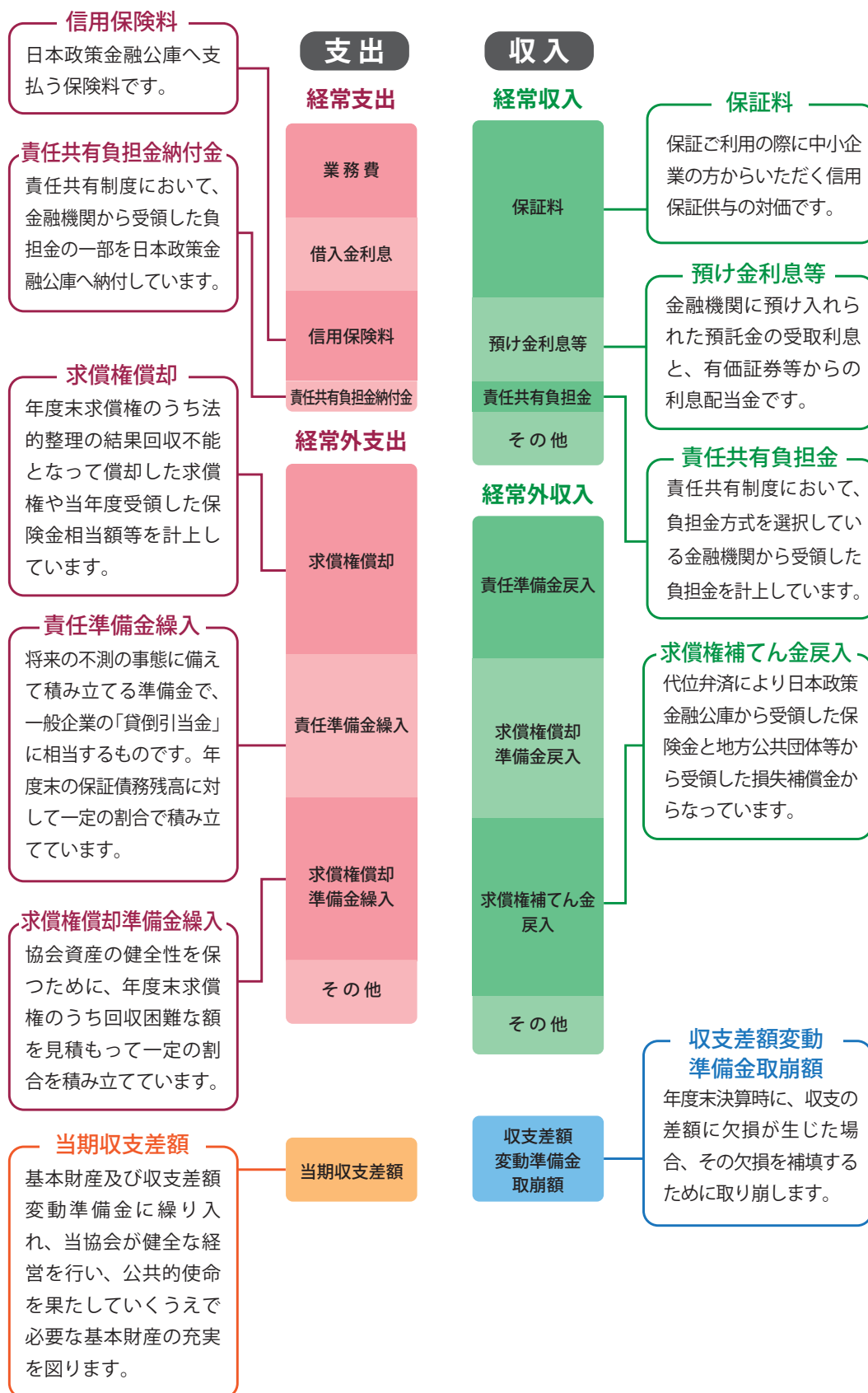


○収支計算書（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（単位：円）

科 目	金 額
経常収入	5,067,066,906
保証料	3,677,518,359
預け金利息	1,470,971
有価証券利息配当金	636,611,602
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	21,408,241
事務補助金	31,706,062
責任共有負担金	668,167,000
雑収入	30,184,671
経常支出	3,904,344,158
業務費	1,655,883,157
役職員給与	892,460,180
退職給与引当金繰入	85,486,716
その他人件費	160,124,500
旅費	2,002,500
事務費	289,453,439
賃借料	56,445,757
動産・不動産償却	30,586,831
信用調査費	6,174,750
債権管理費	64,335,359
指導普及費	33,531,997
負担金	35,281,128
借入金利息	0
信用保険料	2,041,145,679
責任共有負担金納付金	192,045,054
雑支出	15,270,268
経常収支差額	1,162,722,748
経常外収入	10,306,328,993
償却求償権回収金	182,753,057
責任準備金戻入	2,245,458,028
求償権償却準備金戻入	519,724,682
求償権補てん金戻入	7,310,623,226
保険金	6,538,989,741
損失補償補てん金	771,633,485
補助金	0
その他収入	47,770,000
経常外支出	11,051,580,329
求償権償却	8,142,363,076
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	32,202,657
退職金	3,598,800
責任準備金繰入	2,257,821,365
求償権償却準備金繰入	615,465,946
その他支出	128,485
経常外収支差額	△745,251,336
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	417,471,412
収支差額変動準備金繰入額	208,000,000
基本財産繰入額	209,471,412

○収支計算書の用語解説





群馬県信用保証協会

<https://gunma-cgc.or.jp/>

編集：総務部企画課 027-231-8874